拝啓 府下ハ現今餘寒料峭之
時期と遥ニおもひ候 先以
尊兄益御壮康之段奉賀候之郎
より傳承為國家御盡力之上
扨宮内省勤務若干年務尊す寸くさもの
就ては積年之弊習を洗滌し
小生ハ尚ホ全體ニ於て十分面目を
一新いたし 精神作用をも益
立憲君主國たる
皇室の尊厳と栄誉とを固
持するの根本を確立せんことを欲
し 微誠の行ハるゝと行はれ
ざるとハ 頑なる於て小子在先
聖恩萬分の一にも報答一念
より 君側を始めとし宮内省
全般之内に陛下御萬輝
しれる和漢及西洋各帝王國
の例規歴史又ハ英國等
諸大家之學説を参考とし

しられたる和蘭及欧州諸国
の例にて歴史あるには英学等
諸大家の学説を参考とし
意見のある所精密に考案を
具へ無害後の格言を存す
皆公然宮内省及修供せしめ
ならざる法律を目下施行ありては
閲書を経る後にして諸の料
地の事に就ては先年より頗る度
慮する點多く動もすれは果
を
聖慮及ほさんとするも其宜
は雖も山林原野にても土地を多く
御料と論ずるなし人民を権
利害の主張を生ずる如きは殊に
さる所而して御料地の性質目的
國法又は私法との関繋在攝するは
の事も十分精覈なる規定あ
るべきは言ふまでもなく其事甚だ要
するに宮内省古語の事未だ振
難を免れさるものあれは殊に御料
委任と林掛との告示を観ても真に世
論を来し、紛の事に在ては雑論
新に法律を起さは内閣に在りて内議
先輩諸公には何卒宮内省を整
理し以て
皇室百般の事を周密審査
とし上は人民をして
皇室を瞻仰尊戴せしむる
の點に於ては十分盡策注意あらせ

皇室を膠固し上ニ人民をして重戴せしむる
の點ニ於ては十分無窮之注意無之
度
皇室之御為め即ち帝國
の為め憂行する所なり伊藤侯
ニハ先年頻りニ宮内省の事ニ就
ては之れを陳述せし事も有
之ニ付一書を贈り可申哉と存
おり候共宮内省金銭ニ就
ての意見書も出来せし上ニて公
然程の段餘りちびしく意
見を陳ぶることを差控ふる積り
ニ付御意　尊兄ゟ御陳述
伊藤侯へ御面會之節ハ御
含み迄ニ御示し被下候様致度
今後宮廷之事ハ帝室と宮
中とハ其關係決して
輕からざる事と小生ハ最も憂慮する
所なり　書面無意ニ存し上ゟ
御疎遠ニ候へ共乍去
二月十二日
直林
大隈大兄研北

東京府豊多摩郡下戸塚村七十番地

大隈重信殿

要親展

一緘
佐賀縣鹿島
鍋島直彬